


施設カルテ

【平成26年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S01207	住所(所在地)	松阪市新屋敷町299番地1					
		施設名称	東部テニスコート(管理棟)							
		根拠条例		設置年度	昭和57年度					
		担当部署	教育委員会事務局	スポーツ振興課	財産区分	12 公共用財産				
		設置目的	吉田市長時代に、元太平中学校跡地に建設。当時のテニスブーム、施設の集中型より分散型が主流であったこともあり、松阪市テニス協会の要望で、通産省(当時)の補助金も活用しての施設整備を行った。市民が生涯を通じてスポーツに親しむことができ、健康で明るく豊かな生活が遅れる環境づくりのため身近で手軽にできる体育施設の整備拡張の進めるため。							
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	区域外		駐車場(収容台数)	30台		
	土地	敷地面積	5981.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—		
	主たる建物	建物名称	管理棟			構造・階数	鉄骨(3mm以下)・地上1階・地下0階			
		用途	体育器具庫		建築年月日	昭和58年 2月28日		建物取得費	4,361,654 円	
		延床面積	35.91 m ²		所有者	市		耐震基準	新耐震基準	
		耐震診断(実施年月)	不要			耐震補強(実施年月)	不要			
	万歴大 円・規 模以 上画 改修 3等 0の 0履	実施年度	H28年度		対象建物	東部テニスコート(管理棟)		改修内容	東部テニスコート等トイレ改修工事	
		費用(税込)	3,500,000 円							
		リスク・高機能化対応度								
		管理・運営上の問題点	土曜日曜日は大会など、比較的利用もあるが、平日利用はほとんどないのが現状である。また、直営のため事務所から遠く、無人のため安全・防犯上も含めて管理が困難である。人工芝の張り替えの時期に達している。							
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項										
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	AM8:30~PM5:30		休館日	年末年始(12/28~1/3)		運営形態	直営		
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日			
	管理者・運営者名	松阪市			業務内容	施設の管理運営				
	正規職員	0.10 人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計	0.10 人
	施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費				
	維持管理経費					運営・事業等経費				
	光熱水費					指定管理委託料				
	保守点検委託料					その他の経費				
	賃借料					②小計				
	修繕費					財源				
その他の経費					補助金等収入					
人件費					使用料等収入					
職員等					その他収入					
非常勤職員					③年間収入合計					
①小計					2,161,126					
④合計(①+②)-③					1,706,006 円					
					市民一人あたりのコスト					
					10.15 円					
④ 施設の状況	利用内容		単位	実績数(過去3カ年)			H26実績(詳細)			
				H24	H25	H26	使用可能数	稼働率(%)		
	開館日数		日	240	242	359	6面	21.96		
	利用者数		人	5,580	5,129	9,469				
	類似機能を有する公共施設		中部台テニスコート、阪内川スポーツ公園テニスコート			近隣にある公共施設				
特記事項	土曜日曜日は比較的利用もあるが、平日利用はほとんどないのが現状である。また、直営のため事務所から遠く、また無人のため安全・防犯上も含めて管理が困難である。									